



羽介推協第1号
令和4年3月22日

羽曳野市長 山入端 創様

羽曳野市介護保険等推進協議会
会長 長畠 多代
羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会
委員長 畠 智恵美

介護予防支援事業者の指定にあたっての意見について（答申）

令和4年3月17日付け羽保福指第3570号をもって羽曳野市介護保険等推進協議会及び羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会に諮問のあった標記について、以下のとおり意見を付します。

記

（意見具申）

事業者名 称：羽曳野市西圏域地域包括支援センター
運営法人：医療法人はあとふる

介護予防支援事業者の指定にあたっての意見

- (1) 指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の開設にあたり、指定基準を踏まえ、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、慣れ親しんだ地域で自立した日常生活を送れるよう、適切な指定介護予防支援を提供するとともに、そのための従事者等の人材の確保が図られるよう指導・援助してください。
- (2) 正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利、または不利に扱うことがないよう十分配慮するよう指導してください。
- (3) 事業者が、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように行うとともに、地域包括ケアの中核機関として高齢者がこれまで築いてきた地域とのつながり（地域福祉活動への参加など）を尊重した支援の提供をするよう指導・援助してください。

以上